



# 島根県報

令和7年12月26日（金）  
号外 第117号  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 【規則】

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市 町 村 課)	9

### 【告示】

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針の一部改正	(子ども・子育て支援課)	9
-------------------------------------	--------------	---

### 【教委規則】

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	10
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	10
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(〃)	15

### 【人委規則】

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	15
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	20
地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	21

## 公布された条例等のあらまし

### ◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第84号）

#### 1 規則の概要

- (1) 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

令和8年1月1日から施行することとした。

### ◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第85号）

#### 1 規則の概要

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本人確認情報等を利用することができる事務の一部及び知事が監査委員に本人確認情報等を提供することができる事務を削除することとした。（別表第2・別表第3関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

### 島根県規則第84号

#### 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第14条第1項各号、第15条第1項各号、第16条第1項各号及び第17条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第19条、第19条の2、第21条、第22条及び第23条の各条並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

第1条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして所属長が認めた額

第5条第1項第2号中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第4号」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（車賃の計算）

第6条の2 条例第17条第2項に規定する車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

2 前項の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分して算定する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第7条を次のように改める。

(宿泊費基準額等)

**第7条** 条例第19条に規定する宿泊費基準額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条において「省令」という。）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。

2 条例第19条ただし書に規定する知事が別に定める場合は、旅行者が利用する宿泊施設をあらかじめ指定された場合等で、宿泊に要する費用の額が宿泊費基準額を超えるため、当該旅行が困難であると所属長が認めるときとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(宿泊手当の定額等)

**第7条の2** 条例第20条に規定する宿泊手当の1夜当たりの定額は、省令別表第3の1の表に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、省令別表第3の1の表に定める額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅等に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

5 旅行者が、夜間に勤務を命ぜられ宿泊施設等に宿泊しない場合には、前4項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第8条の次に次の2条を加える。

(転居費の算定方法等)

**第8条の2** 条例第21条に規定する転居費の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じ、別表第3に定める額

(2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号で定める額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際家族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合には、前号で定める額に相当する額（赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号で定める額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、家族を移転した際ににおける転居費の額が職員が赴任した際の転居費の額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際ににおける転居費の額を基礎として計算する。

3 所属長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、赴任に伴って最も経済的な通常の経路及び方法により移転した場合において、同項で定める転居費の額（以下この項において「転居費定額」という。）で転居費の実費を支弁することができないときの転居費の額は、転居費定額に、当該額の2倍に相当する額の範囲内の額を加算した額とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、転居費の実費とする。

5 第1項又は前項の額の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県の経費による支給が適当でない費用として知事が定めるものを除くものとする。

6 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前5項の規定により

算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の支給の制限)

**第8条の3** 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内）における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員宿舎等への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

第9条第1項第1号中「車賃、宿泊料又は食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 私事のために在勤地又は出張地以外の地に滞在する者が、その滞在地から直ちに旅行する場合において、滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第9条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 宿泊を要する旅行において、旅費以外の県の経費から朝食又は夕食に係る費用が支出された場合の宿泊手当の額は、第7条の2第1項の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる額とする。

ア 朝食又は夕食に係る費用のいずれかの費用が支出された場合 第7条の2第1項で定める定額の3分の2の額

イ 朝食及び夕食に係る費用が支出された場合 第7条の2第1項で定める定額の3分の1の額

第9条第1項第6号から第8号までを削り、同項第9号中「扶養親族」を「家族」に、「移転料定額の最も高い者（移転料定額の最も高い者が2人以上いるときは、そのうちのいずれかの者）以外の者に係る」を「いずれか1人の者を除いては、」に、「係る移転料定額」を「係る転居費の額」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第10号を削り、第11号を第7号とし、同条第3項第1号中「及び第15条」を「から第16条まで」に、「及び船賃」を「、船賃又は航空賃」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削る。

第10条を次のように改める。

(年度経過等による区分)

**第10条** 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

別表第2左欄中「第17条第1項」を「第17条」に、「車賃及び」を「その他の交通費、」に、「宿泊料」を「宿泊費又は条例第19条の2に規定する包括宿泊費」に、「移転料」を「転居費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「食卓料」を「宿泊手当」に改め、同表右欄中「扶養親族」を「同居家族」に、「扶養親族であること、その年令及び移転の事実を証明する書類のほか、条例第23条第2項の規定に該当する場合には、胎児であった」を「同居家族であること及び移転の」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

**別表第3** (第8条の2関係)

区分	鉄道50キロ メートル未 満	鉄道50キロ メートル以 上100キロ メートル未 満	鉄道100キ ロメートル 以上300キ ロメートル 未満	鉄道300キ ロメートル 以上500キ ロメートル 未満	鉄道500キ ロメートル 以上1,000 キロメート ル未満	鉄道1,000 キロメート ル以上 1,500キロ メートル未 満	鉄道1,500 キロメート ル以上 2,000キロ メートル未 満	鉄道2,000 キロメート ル以上
金額	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路4分の1キロメートル、陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

第1号様式その1及びその2を次のように改める。

## 第1号様式その1 (第3条関係)

相手方番号: \_\_\_\_\_

## 旅行命令 (依頼) 簿

発令 年 月 日

申請 年 月 日

命令 承認	決 裁						該当する場合、○で囲むこと
							自宅等宿泊・自家用自動車使用

執行所属	経費負担所属		
所属名	旅行者職氏名	概算払 年月日	精算(確定)払 年月日
旅行期間	月 日～月 日(泊日)	事業コード	
用務内容			

出発地	交通手段	用務地1	泊数		交通手段	用務地2	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地3	泊数		交通手段	用務地4	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地5	泊数		交通手段	帰着地		
			自宅等	その他				

自家用自動車を使用する理由	同乗者氏名

## 調整規定の適用内容及びその他特記事項

- ・無料利用(交通機関、宿泊施設、食堂施設、自家用自動車同乗、その他 具体的に )
- ・宿泊手当の調整(県費支出(夕食・朝食)、移動中の宿泊 具体的に )
- ・宿泊施設の食事有無等
  - ／ (夕食付・朝食付・施設の指定)
  - ／ (夕食付・朝食付・施設の指定)
  - ／ (夕食付・朝食付・施設の指定)
- ・自宅等の所在地
  - ( )
- ・パック旅行(泊食付) 特割 往復割引
- ・バス等の借上げ実費( 円)
- ・その他(特殊事情)

変更年月日						
変更 (承認)	決 裁					

- (注) 1 第1号様式その2に該当する旅行以外の場合に記入すること。  
 2 宿泊を要する場合は、「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に利用月日を記入し、食事の有無の該当するものを○で囲むこと。また、宿泊施設の指定があった場合は、施設の指定を○で囲むこと。  
 3 自宅等に宿泊する場合は、「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に自宅等の所在地を記入すること。

## 旅 行 命 令 (依 賴)

所 属 名	旅 行 者 職 氏 名	居 住 地
-------	-------------	-------

相手方番号:

発令年月日	旅行命令(承認)		自家用自動車 使用申請		用務内容		旅行期間 旅行料費請求欄	出発地	帰着地	事業コード	備考
	変更命令(確認)	同乗者氏名	申請	年	月	日					
年 月 日							在勤地 居住地	在勤地 居住地	年 月 日	年 月 日	・主な交通手段(自家用自動車利用の場合は、使用する理由を記載)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・地下鉄、路線バス等(円)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・その他(特殊事情)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・主な交通手段(自家用自動車利用の場合は、使用する理由を記載)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・地下鉄、路線バス等(円)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・その他(特殊事情)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・主な交通手段(自家用自動車利用の場合は、使用する理由を記載)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・地下鉄、路線バス等(円)
年 月 日									年 月 日	年 月 日	・その他(特殊事情)

(注) 1 県内の旅行(宿泊を伴わないもの) 又は公用車利用による旅行(旅費を伴うもの)の場合に記入すること。  
 2 自家用自動車を使用する場合(他の旅行者の自家用自動車に同乗する場合を除く。)は、申請日等を「自家用自動車使用申請」欄に、使用する理由を備考欄に記入すること。  
 3 旅行雑費を要する場合は、その内容を具体的に記入し、所属長の確認を受けること。  
 4 「地下鉄・路線バス等」欄には内訳を記入し、「備考」欄には内訳を具体的に記入すること。

第2号様式中「宿泊料等」を「宿泊費等」に改める。

第3号様式中「宿泊料等」を「宿泊費等」に改め、

「

扶養親族移転料	区 分	摘 要	人 数	交 通 費	移 転 料	総 行 程
					着 後 手 当	夜 数
12歳以上						
6歳以上12歳未満						
6歳未満						

を

」

「

家族移転費	続柄	摘 要	人 数	交 通 費	転 居 費	総 行 程
					着 後 滞 在 費	夜 数

に改める。

」

第4号様式を次のように改める。

請求事由		下記のとおり請求します。		年 月 日
		職 氏名		
		明 細	書	
請求者	所 屬 部 局 課 (住 所)	(算出根拠)		
	職 氏 名			
死亡者	職 員 と の 続 柄			
	所 屬 部 局 課			
職 氏 名				
区分	本 人 分	家 族 分	計	
鉄道賃				
船舶賃				
航空賃				
その他 交 通 費				
転居費				
宿泊費				
宿泊手当				
そ の 他				
計				
		請 求 金 額		

「

精算 年 月 日

第5号様式中

精 算	決 裁					

を削り、「精算報告」を「報告」に、「交通費

」

調整額」を「地下鉄・路線バス等」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の職員の旅費に関する条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

**島根県規則第85号****島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則**

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14の項を削り、同表の15の項中「15の項」を「14の項」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の16の項中「16の項」を「15の項」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の17の項中「17の項」を「16の項」に改め、同項を同表の16の項とし、同表の18の項中「18の項」を「17の項」に改め、同項を同表の17の項とし、同表の19の項中「19の項」を「18の項」に改め、同項を同表の18の項とし、同表の20の項及び21の項を削り、同表の22の項中「22の項」を「19の項」に改め、同項を同表の19の項とし、同表の23の項中「23の項」を「20の項」に改め、同項を同表の20の項とする。

別表第3の7の項を削り、同表の8の項中「3の項」を「2の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の9の項中「4の項」を「3の項」に改め、同項を同表の8の項とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告****示****島根県告示第668号**

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針（平成18年島根県告示第973号）の一部を次のように改正し、令和7年12月26日から施行する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

第2の5の(8)中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条

第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条の2第1項各号）」に改める。

## 教育委員会規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県教育委員会教育長 野津建二

### 島根県教育委員会規則第12号

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「この規則に定めるもののほか、」を削り、「以下」の次に「この条において」を加え、同条ただし書中「第1号様式から第5号様式までの様式による」を「教育委員会が別に定める」に改める。

第1号様式から第5号様式までを削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

---

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県教育委員会教育長 野津建二

### 島根県教育委員会規則第13号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項第2号中「定める」を「規定する」に改め、同条第3項中「その者に係る」を削る。

第38条第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「前項第2号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第19条の8第2項の教育委員会規則で定める校務類型は、次に掲げる校務の種類とする。

(1) 学級（特別支援学級を除く。）を担任する校務（副担任等当該校務を補佐するものを除く。）

(2) 前号に掲げる校務以外の校務

第38条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項に定める額に、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に掲げる額を加算した額とする。

(1) 県教育委員会が別に定める学級編制基準の1学級（次号において「1学級」という。）を1名で担任する者又は教育委員会が定める者 3,000円

(2) 1学級を2名で担任する者又は教育委員会が定める者 1,500円

4 前項の加算は、教育職員が同項第1号又は第2号に該当する者となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該加算を受けている教育職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が異動し、又は離職し、若しくは死亡した日、当該加算を受けている教育職員が同項第1号又は第2号に該当しなくなった場合においてはその事実の生じた日

属する月をもって終わる。

附則第20項中「第38条第1項」を「第38条第2項」に改める。

別表第11を次のように改める。

別表第11（第38条関係）

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	

32	1,900	2,100	3,800	4,100	
33	1,900	2,200	3,900	4,200	
34	1,900	2,200	3,900	4,200	
35	1,900	2,200	3,900	4,200	
36	1,900	2,200	3,900	4,200	
37	2,000	2,300	4,000	4,400	
38	2,000	2,300	4,000	4,400	
39	2,000	2,300	4,000	4,400	
40	2,000	2,300	4,000	4,400	
41	2,200	2,400	4,000	4,400	
42	2,200	2,400	4,000	4,400	
43	2,200	2,400	4,000	4,400	
44	2,200	2,400	4,000	4,400	
45	2,200	2,600	4,100	4,600	
46	2,200	2,600	4,100	4,600	
47	2,200	2,600	4,100	4,600	
48	2,200	2,600	4,100	4,600	
49	2,300	2,600	4,200	4,700	
50	2,300	2,600	4,200	4,700	
51	2,300	2,600	4,200	4,700	
52	2,300	2,600	4,200	4,700	
53	2,400	2,800	4,400	4,700	
54	2,400	2,800	4,400	4,700	
55	2,400	2,800	4,400	4,700	
56	2,400	2,800	4,400	4,700	
57	2,400	3,000	4,400	4,800	
58	2,400	3,000	4,400	4,800	
59	2,400	3,000	4,400	4,800	
60	2,400	3,000	4,400	4,800	
61	2,500	3,200	4,500	4,900	
62	2,500	3,200	4,500	4,900	
63	2,500	3,200	4,500	4,900	
64	2,500	3,200	4,500	4,900	
65	2,600	3,300	4,700	5,000	
66	2,600	3,300	4,700	5,000	
67	2,600	3,300	4,700	5,000	
68	2,600	3,300	4,700	5,000	
69	2,600	3,400	4,700	5,100	
70	2,600	3,400	4,700	5,100	
71	2,600	3,400	4,700	5,100	

定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73	2,700	3,500	4,700	5,100	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		
	85	2,800	3,800	5,000		
	86	2,800	3,800	5,000		
	87	2,800	3,800	5,000		
	88	2,800	3,800	5,000		
	89	2,900	3,900	5,000		
	90	2,900	3,900	5,000		
	91	2,900	3,900	5,000		
	92	2,900	3,900	5,000		
	93	3,000	4,000	5,000		
	94	3,000	4,000	5,000		
	95	3,000	4,000	5,000		
	96	3,000	4,000	5,000		
	97	3,100	4,100	5,100		
	98	3,100	4,100	5,100		
	99	3,100	4,100	5,100		
	100	3,100	4,100	5,100		
	101	3,100	4,200	5,100		
	102	3,100	4,200	5,100		
	103	3,100	4,200	5,100		
	104	3,100	4,200	5,100		
	105	3,200	4,300	5,100		
	106	3,200	4,300			
	107	3,200	4,300			
	108	3,200	4,300			
	109	3,200	4,400			
	110	3,200	4,400			
	111	3,200	4,400			

112	3,200	4,400			
113	3,200	4,400			
114	3,200	4,400			
115	3,200	4,400			
116	3,200	4,400			
117	3,300	4,500			
118	3,300	4,500			
119	3,300	4,500			
120	3,300	4,500			
121	3,300	4,600			
122	3,300	4,600			
123	3,300	4,600			
124	3,300	4,600			
125	3,300	4,700			
126		4,700			
127		4,700			
128		4,700			
129		4,700			
130		4,700			
131		4,700			
132		4,700			
133		4,700			
134		4,700			
135		4,700			
136		4,700			
137		4,700			
138		4,700			
139		4,700			
140		4,700			
141		4,700			
142		4,700			
143		4,700			
144		4,700			
145		4,800			
146		4,800			
147		4,800			
148		4,800			
149		4,900			
150		4,900			
151		4,900			

152		4,900				
153		4,900				
154		4,900				
155		4,900				
156		4,900				
157		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

**附 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県教育委員会教育長 野津建二

**島根県教育委員会規則第14号**

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「並びに鳥取県海洋練習船若鳥丸」を削る。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる、第9条の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

**第10条** 条例第19条の2第1項に規定する教育委員会規則で定める水産練習船は、水産に関する学科を置く県立学校が管理する小型船舶とする。

2 条例第19条の2第1項に規定する教育委員会規則で定める業務又は作業は、船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務、実習生に対する生徒指導業務その他これらに類するものとする。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（給与等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部改正）

2 紹介等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成25年島根県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第11条」を「第13条」に改める。

**人 事 委 員 会 規 则**

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和彦

**島根県人事委員会規則第27号****県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則**

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「別表第11の勤務箇所欄」を「次の各号のいずれか」に改め、「勤務箇所に勤務する同表の教育職員欄に掲げる教育職員の占める」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 特別支援学校に勤務し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員の職
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする教育職員の職

第26条第2項及び第3項中「その者に係る別表第11の調整数欄に掲げる調整数」を「調整数1.0」に改める。

第43条第2項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「前項第2号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

条例第25条の2第2項の人事委員会規則で定める校務類型は、次に掲げる校務の種類とする。

- (1) 学級（特別支援学校の学級を除く。）を担任する校務（副担任等当該校務を補佐するものを除く。）
- (2) 前号に掲げる校務以外の校務

第43条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第1号の校務を分掌する教育職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に定める額に、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に掲げる額を加算した額とする。

- (1) 県教育委員会が別に定める学級編制基準の1学級（次号において「1学級」という。）を1名で担任する者又は人事委員会が定める者 3,000円
- (2) 1学級を2名で担任する者又は人事委員会が定める者 1,500円

4 前項の加算は、教育職員が同項第1号又は第2号に該当する者となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該加算を受けている教育職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が異動し、又は離職し、若しくは死亡した日、当該加算を受けている教育職員が同項第1号又は第2号に該当しなくなった場合においてはその事実の生じた日の属する月をもって終わる。

附則第24項中「同条第1項」を「同条第2項」に改める。

別表第11を次のように改める。

**別表第11 削除**

別表第17を次のように改める。

**別表第17（第43条関係）**

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100

4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
22	1,700	2,200	3,500	4,400	
23	1,700	2,200	3,500	4,400	
24	1,700	2,200	3,500	4,400	
25	1,800	2,300	3,700	4,600	
26	1,800	2,300	3,700	4,600	
27	1,800	2,300	3,700	4,600	
28	1,800	2,300	3,700	4,600	
29	1,900	2,400	3,800	4,700	
30	1,900	2,400	3,800	4,700	
31	1,900	2,400	3,800	4,700	
32	1,900	2,400	3,800	4,700	
33	1,900	2,600	3,900	4,700	
34	1,900	2,600	3,900	4,700	
35	1,900	2,600	3,900	4,700	
36	1,900	2,600	3,900	4,700	
37	2,000	2,600	4,000	4,800	
38	2,000	2,600	4,000	4,800	
39	2,000	2,600	4,000	4,800	
40	2,000	2,600	4,000	4,800	
41	2,200	2,800	4,000	4,900	
42	2,200	2,800	4,000	4,900	
43	2,200	2,800	4,000	4,900	

定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	44	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45	2,200	3,000	4,100	5,000	
	46	2,200	3,000	4,100	5,000	
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	
	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		

84	2,800	4,000	4,800		
85	2,800	4,100	5,000		
86	2,800	4,100	5,000		
87	2,800	4,100	5,000		
88	2,800	4,100	5,000		
89	2,900	4,200	5,000		
90	2,900	4,200	5,000		
91	2,900	4,200	5,000		
92	2,900	4,200	5,000		
93	3,000	4,300	5,000		
94	3,000	4,300	5,000		
95	3,000	4,300	5,000		
96	3,000	4,300	5,000		
97	3,100	4,400	5,100		
98	3,100	4,400	5,100		
99	3,100	4,400	5,100		
100	3,100	4,400	5,100		
101	3,100	4,400	5,100		
102	3,100	4,400	5,100		
103	3,100	4,400	5,100		
104	3,100	4,400	5,100		
105	3,200	4,500	5,100		
106	3,200	4,500			
107	3,200	4,500			
108	3,200	4,500			
109	3,200	4,600			
110	3,200	4,600			
111	3,200	4,600			
112	3,200	4,600			
113	3,200	4,700			
114	3,200	4,700			
115	3,200	4,700			
116	3,200	4,700			
117	3,300	4,700			
118	3,300	4,700			
119	3,300	4,700			
120	3,300	4,700			
121	3,300	4,700			
122	3,300	4,700			
123	3,300	4,700			

124	3,300	4,700				
125	3,300	4,700				
126	3,300	4,700				
127	3,300	4,700				
128	3,300	4,700				
129	3,400	4,700				
130	3,400	4,700				
131	3,400	4,700				
132	3,400	4,700				
133	3,400	4,800				
134	3,400	4,800				
135	3,400	4,800				
136	3,400	4,800				
137	3,400	4,900				
138	3,400	4,900				
139	3,400	4,900				
140	3,400	4,900				
141	3,500	4,900				
142	3,500	4,900				
143	3,500	4,900				
144	3,500	4,900				
145	3,500	4,900				
146	3,500					
147	3,500					
148	3,500					
149	3,500					
150	3,500					
151	3,500					
152	3,500					
153	3,500					
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

**島根県人事委員会規則第28号****職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

**第23条の2** 条例第35条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める業務又は作業は、船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務、乗組員の医療業務、漁業の取締業務、調査研究のための作業その他これらに類するものとする。

第26条中「第39条第6項」を「第39条第7項」に改める。

**附　則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

**島根県人事委員会規則第29号****地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則**

地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第13条中「第22条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（船員作業手当）

**第13条** 条例第22条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）別表第3に掲げる海事職給料表の適用を受ける職員で船舶に乗り組むものとする。

2　条例第22条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務又は作業は、船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務その他これらに類するものとする。

第15条中「第24条第2項」を「第25条第2項」に、「第23条」を「第24条」に改める。

**附　則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。